# ー 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請の手数料 ー

## 1. 認定申請手数料(法第29条第1項に基づく申請)

#### ① 住宅の部分の認定申請

評価方法	住宅の部分の床面積の合計			適合証の提出が ある場合			適合証の提出が ない場合			
性能基準	一戸建て	200 ㎡未満のもの		5,	80	0円	32	2,	20	0円
	の住宅	200 ㎡以上のもの		5,	80	0円	3.5	5,	80	0円
	共同住宅	300 ㎡未満のもの	1	Ο,	00	0円	63	3,	40	0円
		300 ㎡以上 2,000 ㎡未満のもの	2	2,	40	0円	10	7,	60	0円
		2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満のもの	4	4,	60	0円	180	),	20	0円
		5,000 ㎡以上のもの	7	6,	40	0円	256	3,	50	〇円

#### ② 非住宅の部分の認定申請

評価方法	非住宅の部分の床面積の合計	適合証の提出が ある場合	適合証の提出が ない場合		
モデル建物法	300 ㎡未満のもの	10,000円	79,600円		
	300 ㎡以上 1,000 ㎡未満のもの	19,000円	102,500円		
	1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満のもの	28, 400円	135, 200円		
	2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満のもの	76,400円	216,300円		
	5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満のもの	118,400円	281, 100円		
	10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満のもの	148,400円	336,900円		
	25,000 ㎡以上のもの	184, 400円	394,600円		

#### ③ 非住宅の部分の認定申請

評価 方法	非住宅の部分の床面積の合計	適合証の提出が ある場合	適合証の提出が ない場合		
標準入力法等	300 ㎡未満のもの	10,000円	205, 700円		
	300 ㎡以上 1,000 ㎡未満のもの	19,000円	256, 900円		
	1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満のもの	28,400円	334,500円		
	2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満のもの	76,400円	475,600円		
	5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満のもの	118,400円	584,900円		
	10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満のもの	148,400円	690,500円		
	25,000 ㎡以上のもの	184, 400円	787, 200円		

### 2. 計画変更に伴う認定申請手数料(法第31条第1項の規定に基づく変更)

- ①床面積を増加しようとする場合
  - ・増加をしようとする床面積に応じて、法第34条第1項に基づく認定申請と同じ方法で算出 した金額
- ②その他の変更の場合(軽微な変更は除く)
  - ・法第34条第1項に基づく認定申請の表の該当箇所の金額×1/2 ※100円未満の端数があるときは切り上げ

#### 3. 認定(変更)申請に合わせて建築基準関係規定への適合審査の申出を行う場合

• 1. 2. で算出した認定(変更)申請手数料に、申し出件数1件につき確認申請相当額を加算した額(詳しくは上越市手数料条例をご覧ください)